

平成 3 1 年度

川崎町一般廃棄物処理

実 施 計 画

平 成 3 1 年 4 月

福 岡 県 川 崎 町

## 1. 本計画の位置付け

本計画は川崎町一般廃棄物処理基本計画に基づき、本町の区域内で発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、合わせて同基本計画の推進及び実施のために必要な廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関して必要な事項を定めるものである。

## 2. 計画区域

川崎町全域

## 3. 計画期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

### 第1節 一般廃棄物の排出の状況

#### 1. ごみの排出の状況

##### (1) 施設組合における処理処分実績

本町に係るごみの平成29年度施設組合受け入れ実績は、表1のとおり7,447tであった。内訳は可燃ごみ6,813t、不燃ごみ206t、資源（カン・ビン）ごみ182t、粗大ごみ246tである。資源選別により有価物として回収された量は388tである。

表1 平成29年度ごみ受け入れ実績・施設組合

	直 営		委 託		直接搬入		計	
可燃ごみ	(172)	164t	(3,735)	3,717t	(2,319)	2,932t	(6,226)	6,813t
不燃ごみ	(0)	1t	(86)	95t	(69)	110t	(155)	206t
カン・ビン	(1)	1t	(181)	170t	(9)	11t	(191)	182t
粗大ごみ	(27)	40t	(0)	0t	(110)	206t	(137)	246t
合計	(200)	206t	(4,002)	3,982t	(2,816)	3,259t	(6,709)	7,447t

※（ ）内の数字は前年度

## 2 生活排水の排出の状況

平成29年度における生活排水の排出状況は、表2に示すとおり し尿10,086k1、浄化槽汚泥7,660k1の合計17,746k1であった。

処理形態別内訳は表3のとおりで、水洗化率は42.8%、水洗化人口7,293人であり、平成29年度中に設置された浄化槽は合併浄化槽33基となっている。なお単独浄化槽基数は515基となっている。

表2 生活排水の排出状況 (単位：k1)

	し 尿	浄化槽汚泥	合 計
平成29年度	(10,855) 10,086	(7,953) 7,660	(18,808) 17,746

※ ( ) 内の数字は前年度

表3 生活排水の処理形態別内訳 (単位：人)

1 計画処理区域内人口 (平成28年3月末日人口)	17,034
2 水洗化・生活雑排水処理人口	5,369
(1) コミュニティ・プラント	0
(2) 合併処理浄化槽	5,369
(3) 下水道	0
(4) 農業集落排水施設	0
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	1,924
4 非水洗化人口	9,741
5 計画処理区域外人口	0

## 第2節 一般廃棄物の処理主体

### 1 平成31年度におけるごみの処理主体

#### (1) 収集・運搬

① 可燃ごみ : 委託業者 1) 有限会社 蓮華  
2) 有限会社 征建  
3) 有限会社 田口建設

② 不燃ごみ : 委託業者 1) 有限会社 蓮華  
2) 有限会社 征建  
3) 有限会社 田口建設

③ 資源(カン・ビン)ごみ : 委託業者 1) 有限会社 蓮華  
2) 有限会社 征建  
3) 有限会社 田口建設

④ プラスチック容器 : 川崎町直営

⑤ ペットボトル : 川崎町直営

⑥ 粗大ごみ : 川崎町直営

⑦ 使用済小型家電 : 川崎町直営

⑧ 特別管理一般廃棄物 : 排出者

(2) 中間処理 : 田川地区清掃施設組合 (田川市川崎町清掃センター)

(3) 最終処分 : 田川地区清掃施設組合 (田川市川崎町清掃センター)

### 2 平成31年度における生活排水の処理主体

#### (1) し尿

① し尿収集運搬 : 許可業者 1) 有限会社 川崎衛生工業  
2) 有限会社 竹下衛生舎

#### (2) 浄化槽

① 浄化槽清掃業 : 許可業者 1) 有限会社 川崎衛生工業  
2) 有限会社 竹下衛生舎

② 浄化槽汚泥収集・運搬 : 許可業者 1) 有限会社 川崎衛生工業  
2) 有限会社 竹下衛生舎

- (2) 中間処理 : 田川地区清掃施設組合 (乙女環境センター)  
(3) 最終処分 : 田川地区清掃施設組合 (田川市川崎町清掃センター)

### 第3節 処理計画

#### 1 ごみ処理実施計画

##### (1) ごみの排出抑制・再資源化計画

###### 1) 排出抑制の方法

###### ア) ごみ減量の普及・啓発

4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの頭文字)推進月間である10月にイベント等を開催することで、町民が4Rについて理解する機会を提供し、4Rの認知度を高める。

###### イ) ごみ減量化・資源化協力店制度の活用

ごみ減量化・資源化協力店制度を策定し、マイバッグ運動の啓発などを行い、商品の簡易包装の促進、使い捨て製品の取扱い自粛、カン・ビン・紙パック等の資源物の店頭回収等により、家庭から排出されるごみの減量に取り組む販売店を支援し、町民に対しても、ごみ減量化・資源化協力店の取組みに積極的に協力するようPRを行う。

###### ウ) レジ袋の削減

ごみの発生抑制のきっかけとなるレジ袋削減の取組みについて、マイバックキャンペーン等のレジ袋削減に向けた具体的な取組みを展開する。

###### エ) 電動式生ごみ処理機・生ごみ堆肥化容器の普及と推進

家庭から出る生ごみの減量及び有効活用を促進するため、電動式生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器(コンポスト容器)の購入世帯に対して、購入費用の一部を補助する。また、家庭で身近に出来る生ごみ堆肥化の取組みとして、段ボールコンポストの講演会を行う。

###### オ) 川崎町資源回収施設の増設

川崎町資源回収施設を増やすことにより、資源ごみ(新聞、ダンボール、雑誌)の回収を行う。

###### カ) 使用済小型家電の収集

希少金属(レアメタル)が部品に使われている小型電子機器類を回収するため、町内6カ所に回収ボックスを設置し資源物の回収に取り組む。

キ) リサイクル活動団体奨励金の推進

子ども会、自治会、町内会、ボランティア団体などの地域団体によるリサイクルを推進するため、「リサイクル活動団体奨励金」制度を継続する。対象品目は新聞、ダンボール、雑誌の三種類である。

平成31年度の回収目標量は、新聞紙16 t、雑誌18 t、ダンボール13 tの合計47 tとし、再資源化量は施設組合分の収集量4 tを加え、全体で51 t程度と予測する。

表4 平成29年度回収実績 (単位:Kg)

	集団回収	川崎町資源回収施設	合計
新聞紙	(14,670) 10,340	(11,630) 10,975	(26,300) 21,315
雑誌	(3,530) 3,490	(11,210) 14,910	(14,740) 18,400
段ボール	(1,953) 1,990	(14,160) 13,520	(16,113) 15,510
合計	(20,153) 15,820	(37,000) 39,405	(57,153) 55,225

※ ( ) 内の数字は前年度

2) 施設組合での資源回収

資源(カン・ビン) ごみ等の不燃性ごみからの資源回収は、平成29年度388 tであった。

本年度の資源回収量は、425 t と予測する。

3) 関連施設の概要

施設の名称：田川地区清掃施設組合資源回収施設

所在地：川崎町大字川崎3419番地の3 (田川地区清掃センター所在地内)

種別：資源ごみ選別施設

処理量：田川市及び川崎町より搬入される不燃性ごみの全量

施設の名称：川崎町資源回収施設

所在地：川崎町大字田原789 - 2 (川崎町庁舎所在地内)

種別：資源ごみ回収施設

回収量：表4を参照

(2) 収集・運搬計画

平成31年度におけるごみの発生量は、7,661 t と予測される。

このうち収集・運搬する量は6,701tである。

表5 平成31年度 ごみ発生量予測

	平成29年度(実績)	平成31年度(予測)
可燃ごみ	6,813t	6,905t
不燃ごみ	206t	248t
カン・ビン	182t	177t
粗大ごみ	246t	331t
合計	7,447t	7,661t

① 収集・運搬する量

可燃ごみ	:	5,976 t
不燃ごみ	:	224 t
資源(カン・ビン)ごみ	:	176 t
プラスチック容器	:	30 t
ペットボトル	:	19 t
粗大ごみ	:	276 t
使用済小型家電	:	0.2 t
合計	:	6,701.2 t

② 収集区域の範囲

町内全域

③ 収集回数

可燃ごみ	:	週2回
不燃ごみ	:	月1回
資源(カン・ビン)ごみ	:	月3回
プラスチック容器	:	月3回
ペットボトル	:	月1回
粗大ごみ	:	毎週水曜日
使用済小型家電	:	月1回

④ 収集の方法

可燃ごみ	:	指定袋又は証紙によるステーション収集
不燃ごみ	:	指定袋又は証紙によるステーション収集
資源(カン・ビン)ごみ	:	指定袋によるステーション収集
プラスチック容器	:	指定袋によるステーション収集
ペットボトル	:	指定袋によるステーション収集
粗大ごみ	:	大型ごみ専用証紙による戸別予約収集
使用済小型家電	:	ボックス回収

(3) 中間処理計画

田川地区清掃施設組合が行う。※プラスチック容器・ペットボトルは民間の資源化施設へ搬入後、選別処理を行い、容器包装リサイクル協会の指定法人ルートで資源化処理を行う。又、使用済小型家電は認定事業者へ搬入後、選別処理を行い、資源化処理を行う。

(4) 最終処分計画

田川地区清掃施設組合が行う。

(5) 住民に対する広報・啓発活動

① 広報誌等

町の広報誌に啓発記事の掲載を行う。又、必要に応じて全戸配布チラシ等の発行をする。

② 地域講習会

生ごみの有効利用や、子ども会、自治会、町内会、ボランティア団体などの地域団体での回収の推進等について、必要に応じて各地域で講習会、説明会を行う。

## 2 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理計画

① 合併処理浄化槽で処理を推進する区域及び人口

小型合併処理浄化槽設置整備事業を平成11年度から実施、推進地区は町内全域とする。

平成31年度は合併処理浄化槽設置基数( 30基)とし、合併処理浄化槽人口は5,524人と予測する。

② 単独処理浄化槽で処理する区域及び人口

単独処理浄化槽の新規設置はできないが、処理する区域は町内全域とする。処理人口は表3のとおり1,924人とする。

(2) し尿・汚泥（汲み取るべきし尿、浄化槽から発生する汚泥及び生活雑排水のみを処理する施設から発生する汚泥をいう。）の処理計画

① 再資源化計画

1) 再資源化計画は、汚泥の再資源化が主体となるため、田川地区清掃施設組合での再資源化推進を協議する。

② 収集・運搬計画

1) 収集・運搬する量

収集運搬量はし尿9,732k1、汚泥7,419k1と計画する。

2) 収集区域の範囲

町内全域とする。

3) 収集運搬方法

ア) 一般家庭、店舗及び事業所等の汲み取り便所から排出されるし尿は、町が許可した業者のバキューム車により定期的（月1回又は2回）に収集し、乙女環境センターへ搬入する。

イ) 浄化槽を設置している者（浄化槽管理者）は、定期的に浄化槽の保守点検及び清掃を実施しなければならない。保守点検については福岡県の登録を受けた浄化槽保守点検業者にて実施し、清掃については町が許可した浄化槽清掃業者に年1回以上（全ばっ気方式の浄化槽については6ヶ月に1回以上）実施するものとする。

ウ) 浄化槽管理者は、浄化槽汚泥を一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を依頼し

乙女環境センターへ搬入する。

エ) 緊急を要する場合(収集量の急激な増加等)を除き、基本的に本計画に沿って収集・運搬を行うこととする。

(3) 中間処理計画

田川地区清掃施設組合が計画する。

(4) 最終処分計画

田川地区清掃施設組合が計画する。

(5) 住民に対する施策及び広報・啓発活動

ア) 合併処理浄化槽の設置費補助

合併処理浄化槽を普及するため、設置費の一部の補助を行う。また既存の単独処理浄化槽及び汲み取り式便槽からの転換設置費、それらの転換に伴う配管設置費についても補助を行う。

イ) 普及啓発

浄化槽の維持管理（保守点検・清掃・法定検査）及び合併処理浄化槽の設置費補助事業等について、広報やパンフレット等による啓発を行う。

## 川崎町一般廃棄物処理実施計画

---

施行 : 平成31年4月

作製 : 川崎町役場住民課環境保全係  
〒827-8501  
福岡県田川郡川崎町大字田原897番地の2  
T E L 0947-72-3000 F A X 0947-72-6453

---